

公立大学法人奈良県立医科大学中期計画委員会規程

(目的及び設置)

第1条 公立大学法人奈良県立医科大学（以下、「本学」という。）の中期計画の策定及び進捗管理に関し、必要な事項の検討を行うため、中期計画委員会（以下、「委員会」という。）を本学に設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって、組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 附属図書館長
- (5) 研究部長
- (6) 医学科長
- (7) 医学研究科長
- (8) 看護学科長
- (9) 看護学研究科長
- (10) 教養教育部長
- (11) 基礎教育部長
- (12) 臨床教育部長
- (13) 看護教育部長
- (14) 附属病院副院長
- (15) 法人企画部長
- (16) 病院経営部長

2 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

3 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故がある時は、副理事長が委員長の職務を代行する。

5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第3条 委員会の庶務は、財務企画課において処理する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。